



# 兵庫県におけるPCB廃棄物の 適正処理推進に関する取組み

PCB特別措置法施行後を中心に

兵庫県 環境部 環境整備課

## Contents

|                              |    |
|------------------------------|----|
| PCB特措法の施行状況 . . . . .        | 03 |
| PCB特措法に基づく届出件数 . . . . .     | 04 |
| 兵庫県PCB廃棄物処理計画 . . . . .      | 05 |
| 掘り起し調査等の実施 . . . . .         | 06 |
| JESCO(株)での処理状況 . . . . .     | 07 |
| 低濃度PCB廃棄物の適正処理について . . . . . | 08 |
| 届出・立入検査等の実施状況 . . . . .      | 09 |
| PCB廃棄物の紛失事案 . . . . .        | 10 |
| 行政代執行事案 . . . . .            | 11 |
| 処分期限終了後に発見された事案 . . . . .    | 12 |
| 国への要望事項 . . . . .            | 13 |



## PCB特措法の施行状況

### 特措法の施行当初の状況等

- 保管事業者への指導

平成4年に廃PCB等やPCB汚染物等が特別管理廃棄物に指定されたことから、県では保管状況について調査を行い、事業者へ適切な保管等を指導してきた。

- 説明会の開催

平成13年にPCB特措法が施行されたことに伴い、**県内各地で特措法に関する説明会を開催。**以降、**10年以上継続して実施。**JESCOとも連携し早期登録等の案内・周知や全市町村向けの説明会なども開催。

- 施行当初の届出状況

特措法の施行により、保管事業者はPCB廃棄物の保管状況について届出を行う必要が生じたことから、多量に保管している事業者を中心に立入検査・届出の指導等を行った。



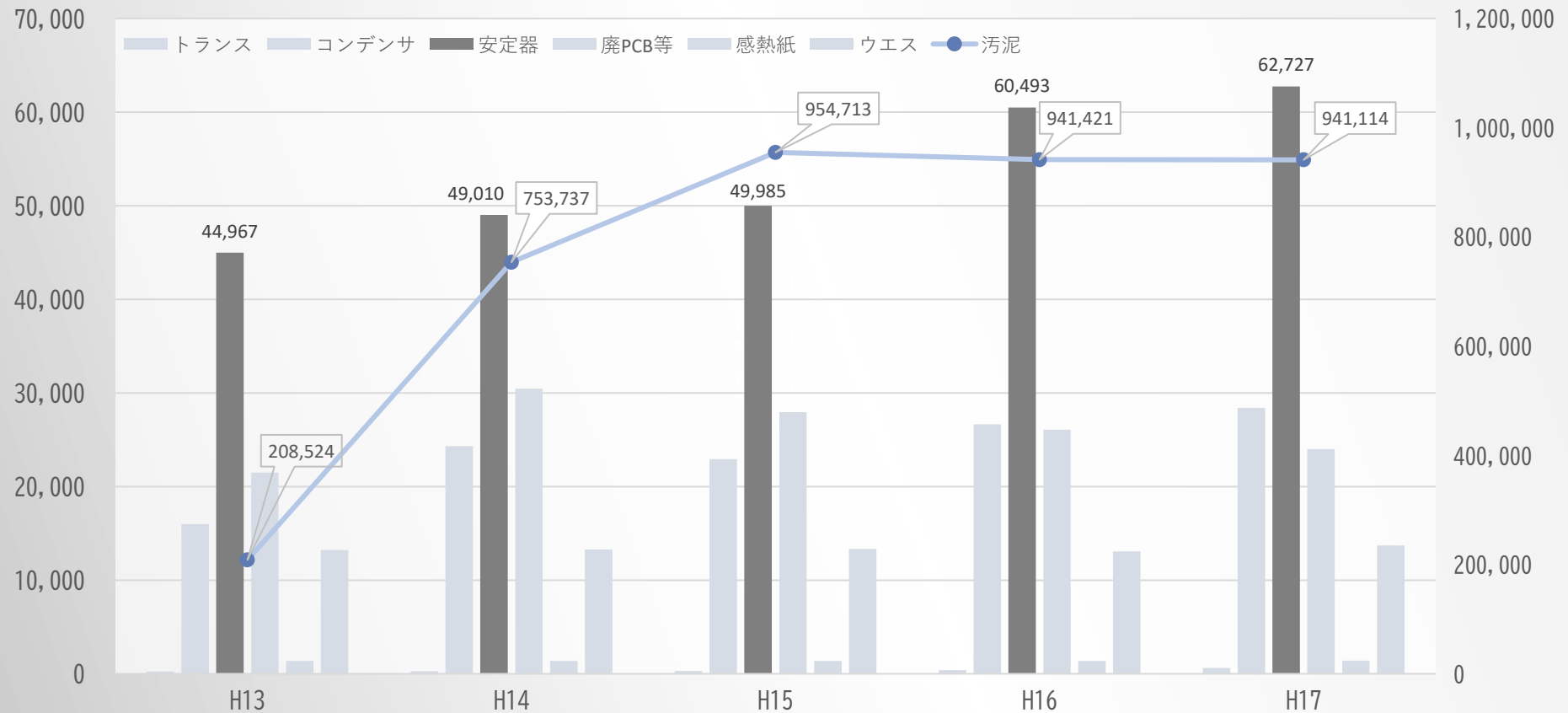
長期保管中の紛失防止対策  
としての注意喚起の例

## PCB特措法に基づく届出件数

平成13年から平成17年における届出件数

トランス、コンデンサ、安定器（単位：台数）

廃PCB等、汚染物（単位：kg）



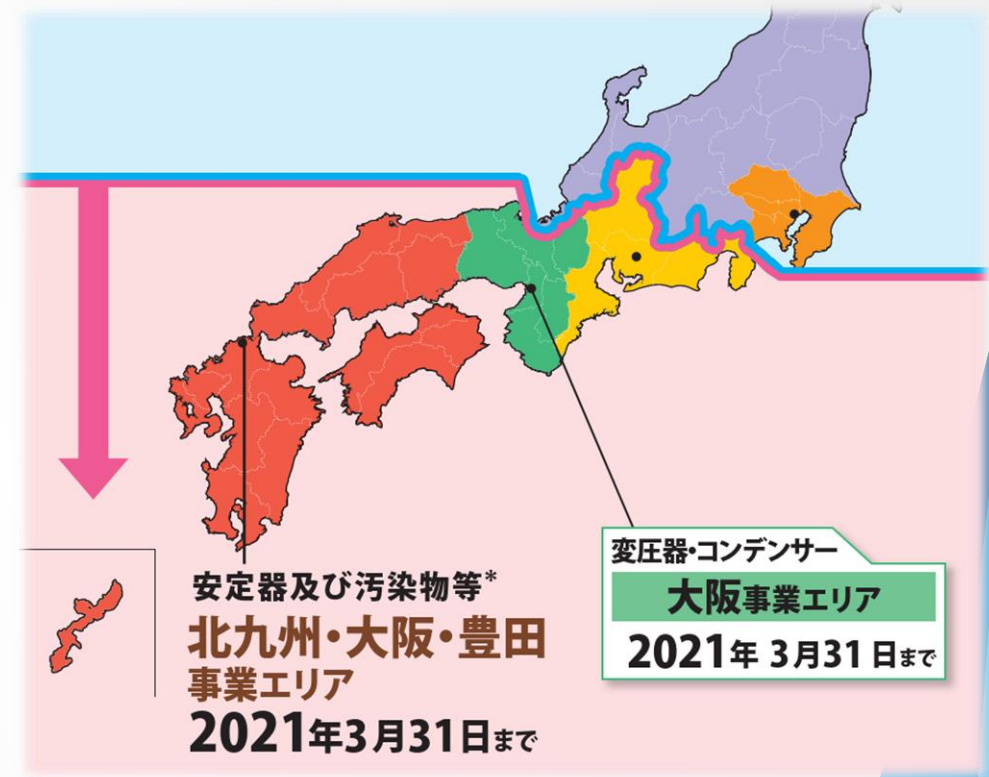
# 兵庫県PCB廃棄物処理計画

平成18年1月策定・平成28年4月改訂

PCB廃棄物の処分予定量（H26.3.31時点）

| 廃棄物の種類 |                                      | 高濃度      | 低濃度       |
|--------|--------------------------------------|----------|-----------|
| トランス類  | J<br>E<br>S<br>C<br>O<br>大<br>阪      | 204台     | 2,761台    |
|        |                                      |          |           |
|        |                                      |          |           |
| コンデンサ類 |                                      | 24,550台  | 19,007台   |
| 廃PCB等  |                                      | 24,361kg | 383,775kg |
| 安定器    | J<br>E<br>S<br>C<br>O<br>北<br>九<br>州 | 132,868台 | 67,874台   |
|        |                                      |          |           |
|        |                                      |          |           |
|        |                                      |          |           |
| 感圧紙    |                                      | 5,223kg  | 12,600kg  |
| ウエス    |                                      | 4,205kg  | 42,595kg  |
| その他機器  |                                      | 423台     | 8,138台    |

高濃度PCB廃棄物の処理体制



低濃度PCB廃棄物の処分期限は令和9年3月31日



## 掘り起し調査等の実施

PCB廃棄物処理計画に基づく事業者指導等

### ● JESCOへの搬入調整

中小企業等で優先的に処理すべき事情がある場合には、搬入調整による確実な処理を推進。

### ● 県内業界団体を通じた周知・啓発

商工会等の各種団体を通じて、改定後の処理期限等の周知を実施。

### ● 掘り起し調査の実施

- H28 県内全市町への確認調査
- H29 自家用電気工作物の設置事業所  
約15,000箇所に掘起し調査を実施。
- H30 H29調査のフォローアップ調査及び昭和  
59年以前に開設された県内事業所約  
15,000箇所に掘起し調査を実施。
- H31 H29・30調査に対するフォローアップ調  
査実施。低濃度PCBも併せて調査

### ● 立入検査の実施

掘起し調査の結果、PCB廃棄物を保有している可能性がある事業所や未回答事業者に対して県職員による立入検査（約300件）を実施。



造船所の倉庫から発見された変圧器

## JESCO(株)での処理状況

県及び県内政令市からJESCOへの搬入実績

掘起し調査等の結果、計画に記載した処理見込み量を超えるPCB廃棄物の処理がJESCO(株)で実施された。

| 廃棄物の種類 | JESCO搬入実績                       | 処理計画における<br>処理見込み量 |                                      |
|--------|---------------------------------|--------------------|--------------------------------------|
| トランス類  | 464台                            | 206台               | J<br>E<br>S<br>C<br>O<br>大<br>阪      |
| コンデンサ類 | 28,024台                         | 24,550台            |                                      |
| 廃PCB等  | 1,254缶                          | 24,361kg           |                                      |
| 安定器    | 762,570kg<br>( $\div$ 254,190台) | 132,868台           | J<br>E<br>S<br>C<br>O<br>北<br>九<br>州 |
| 感圧紙    | 10,632kg                        | 5,223kg            |                                      |
| ウエス    | 11,525kg                        | 4,205kg            |                                      |
| その他機器  | 44,285kg                        | 423台               |                                      |

## 低濃度PCB廃棄物の適正処理について

令和9年度末までの処分終了を目指して

### ● 微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業

平成21年から23年において、地域GND基金を活用し、低濃度PCBの汚染の有無を確認するため、分析費用に関する補助事業を実施。

### ● 無害化認定処理施設の活用

環境大臣による無害化認定を受けた県内の2施設を活用し、事業者による低濃度PCB汚染物等の処理を推進。

### ● 期限内処理の完了に向けて

新たに開始されるPCB廃棄物処理基金を活用した事業者への支援制度を活用し、期限内の低濃度PCB廃棄物の処理を推進する。

- 限られた人員・予算で、低濃度PCB汚染機器等の存在を的確に把握し、処理を推進するために効果的なアプローチが課題

## 中小企業(個人事業主を含む)の 低濃度PCB廃棄物の 適正処理を支援します

令和7年4月1日から助成が開始されます

低濃度PCBに汚染された廃棄物は令和9年3月31日までに保管事業者で適正に処理されなければなりません。処分期限までの適正処理を加速化させるため、国(環境省)は中小企業(個人事業主を含む。)に対する助成金を創設しました。



分析費・処理費に対し、  
補助率2分の1の額が助成されます。

詳細は裏面へ!



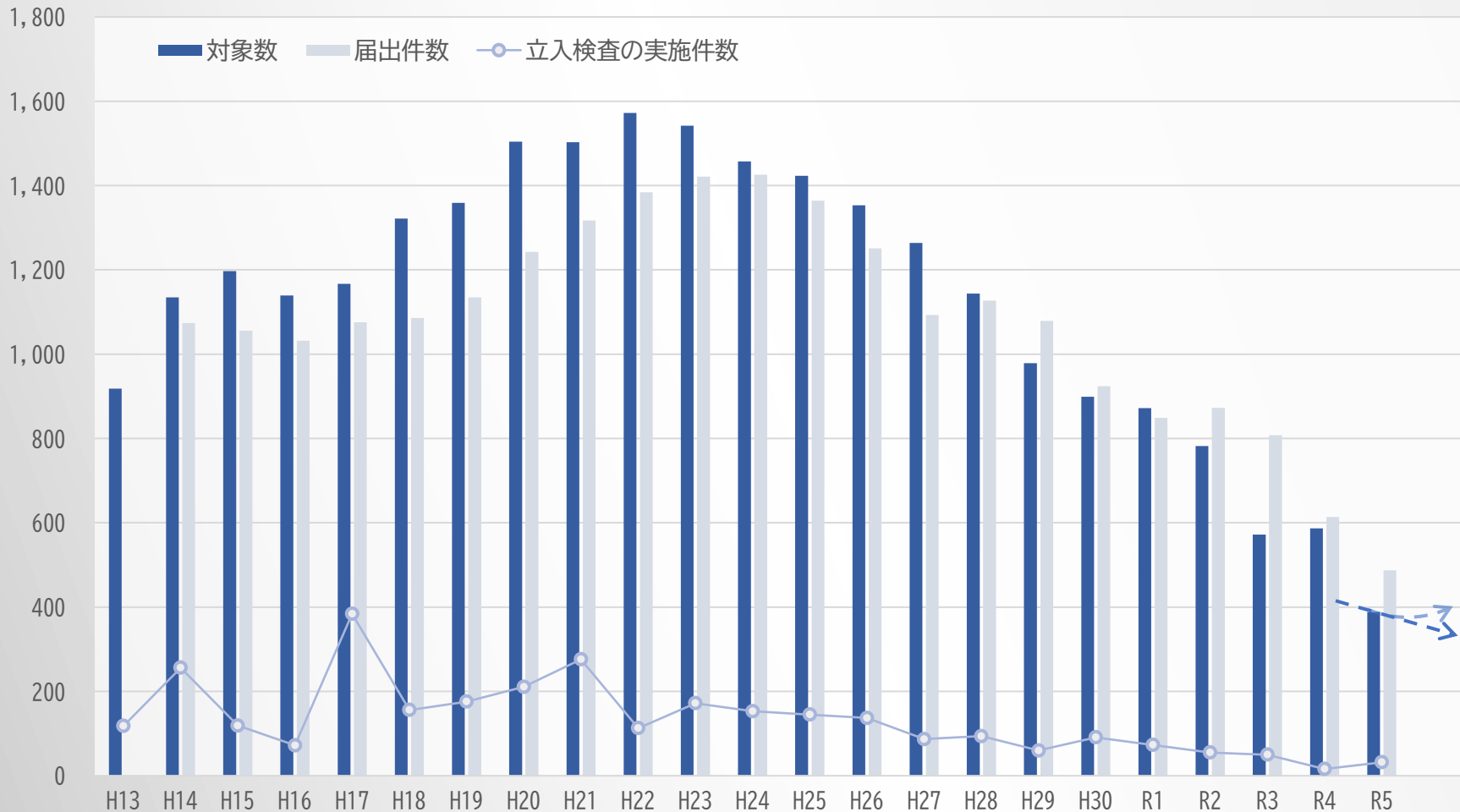
期限内処理の完了に向けて事業者に対する更なる普及啓発の促進や低濃度PCB機器の事例共有など自治体への支援をお願いしたい。



## PCB特措法の届出・立入検査等の実施状況

特措法の届出事務等の振り返り

平成13年の施行から令和5年までの届出・立入検査の実績



低濃度PCB汚染機器の発見による事務等の継続の可能性

## PCB廃棄物の紛失事案

### 教訓として

PCB特措法の施行後、定期的な立入検査を実施し、事業者に適正な保管等を指導してきたが、一部ではPCB廃棄物の紛失などの不適切な事案が発生した。

- ✓ マンション管理組合が誤廃棄した事例
- ✓ 倒産に伴うPCB含有機器を含むキュービクルが撤去された事例
- ✓ 代表者の交代に伴う紛失 …etc



誤廃棄されたコンデンサ。追跡調査で破損した状態で発見



撤去されたキュービクルの基礎部分

保管時のコンデンサ

長期保管は不適正処理を誘発。処理体制の確保は重要

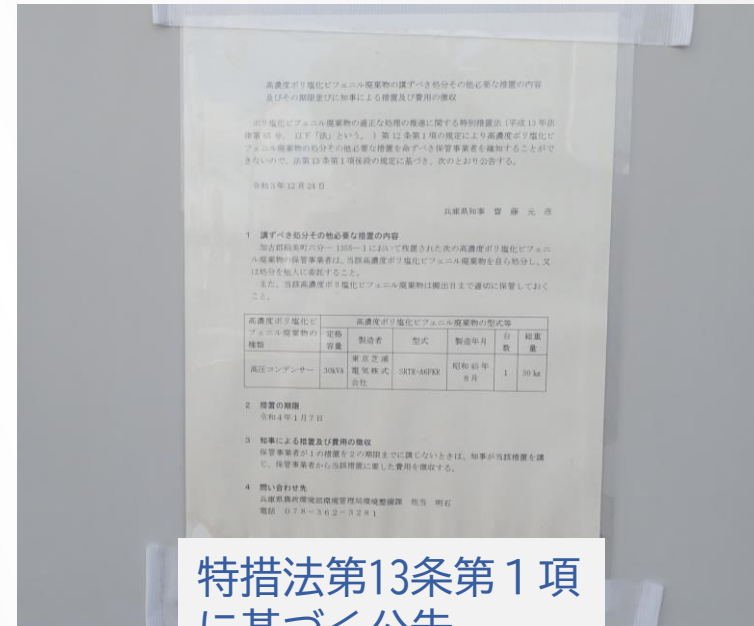
## 行政代執行事案

### 所有者不明による行政代執行の事例

PCB特措法施行前に不法投棄されたPCB廃棄物について、平成28年の特措法の改正で追加された規定に基づき、「命令すべき者を確知できない場合」として県が行政代執行を実施した。



特措法施行前に不法投棄  
されたコンデンサ



特措法第13条第1項  
に基づく公告

万一のための行政代執行を行う法的根拠の必要性



## 処分期限終了後に発見された事案

想定していない場所からの発見事例を中心に

### ● マンション変電室の事例

マンション地下にある変電室から発見されたコンデンサ。  
マンション建設時よりも古い時代に製造されたもので、  
銘板から高濃度PCB廃棄物と判明。

### ● 個人宅から発見された事例

親の遺品整理中に、衣装ケースの中に保管されていた安定器が発見された。過去に事業をされていた際に取外し、保管していたものと推測される。

### ● 解体家屋から発見された事例

一般家屋の解体工事において、家屋に使用されていた蛍光灯安定器が銘板を確認したところ、高濃度PCB廃棄物であった。一般廃棄物として市が処分予定。

変電室から発見されたコンデンサ



個人宅から発見された安定器



情報の適切な引継ぎ・共有の必要性

## 国への要望事項

処理期限終了後に必要な制度的対応

### 高濃度PCB廃棄物の処理体制の確立

- JESCO事業終了後も高濃度PCB廃棄物が発掘される可能性がある。このため、処分先の確保が必要。長期間保管すると不適正な事案に発展しやすいため、発見後速やかに処分できる体制の確保が必要。

### 事務負担の少ない管理制度の創設

- PCB特措法の期限後もPCB廃棄物は当面発生しうる状況にあり、立入検査や新たな管理制度に関する事務は必ず発生。

新たな管理制度においては、事業者・自治体の限られた人員や予算で対応が可能な事務負担の少ない制度設計が必要不可欠。

### 処理責任者不存在の場合の対応方法

- 不法投棄により処理責任者を確知できない場合や、倒産・夜逃げなどで処理責任者が不存在となる場合が今後も想定される。廃棄物処理法で行政代執行を行うには生活環境保全上の支障のおそれがある場合に限られることから、PCB廃棄物の適正な処理を確保するには、代執行を行う根拠法令の整備や費用負担の整理が必要。



## 国への要望事項

処理期限終了後に必要な制度的対応

### PCB廃棄物の情報管理システムの構築

- 誤廃棄などの不適正処理事案はPCB廃棄物に関する情報が十分に引継がれていないことに起因する事例も多く、PCB廃棄物の適切な管理においては情報の管理が重要。関係者がアクセス可能なデータベースを構築し、届出やデータ管理等を容易に行えるシステムの構築が必要。PCBの処理の実情に詳しい団体が管理主体となることが望ましい。

### 低濃度PCB含有塗膜の処理について

- PCB含有塗膜については、適切に施設が管理されていれば、環境への影響は抑えられるが、施設の老朽化による事故も懸念されるため、現在検討中の設備の管理計画・処理計画においても事故・災害の観点からも早期に実行されることが望ましい。



**Hyogo  
Prefecture**